

高齢者虐待防止のための指針

訪問介護 Ritz

第1条 法人における虐待防止に関する基本的考え方

当法人は、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止、予防及び早期発見を徹底するとともに、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての従業員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 高齢者虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 虐待防止委員会その他組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

ア.虐待防止のための指針等の整備

イ.虐待防止を目的とした年1回以上の研修の企画・推進

ウ.虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）

エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み

オ.虐待が発生した場合の対応

カ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

高橋仁司、高橋まなみ

(3) 委員会の開催頻度と記録

ア.委員会は年1回開催する。

イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

ウ.委員会の会議内容を記録する。

第4条 虐待防止のための研修に関する基本方針

ア.虐待防止を目的とした研修を、原則年1回以上及び採用時に実施する。

イ.研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

ウ.研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第5条 運営規程に虐待防止の取り組みを位置付ける

ア.虐待防止責任者を高橋仁司とし、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。

イ.利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、年1回以上定期的開催する。

ウ.虐待防止を目的として年1回以上の研修を行う。

エ.万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

第6条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ア.虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

イ.虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

ウ.虐待者が従業員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

エ.虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、従業員等に周知する。

第7条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

ア.利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、管理者 高橋仁司とする。

イ.事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は従業員に対し早期発見に努めるよう促す。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- ア.虐待等の苦情相談は内容を管理者に報告する。
- イ.苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- ウ.対応の結果は相談者に報告する。

第9条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう、事業所内とホームページに掲示する。

第10条 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和7年12月4日より施行する。